

一宮市老人クラブ連合会規約（案）抜粋

（経費）

第13条 本会の経費は、次に掲げるものとします。

- (1) 単位クラブの負担金
- (2) 補助金、助成金及び委託金
- (3) その他の収入
- (4) 理事会 事業等の参加に交通費を、補助する。

補助対象事業

理事会（12回）

事業（3回）

グラウンド・ゴルフ大会

三世代交流スポーツ大会

高齢者演芸発表大会

支給基準

定額制（往復）1回＝300円とする。

支給日 3月年度末

実施日 令和3年 7/1～

2 前項第1号の負担金については、別に定めます。